

〔助成金の応募に関するQ&A〕

皆様からよく寄せられるお問い合わせ内容を「Q&A」形式でご覧頂けます。

○助成対象について

Q1、企業化とは？

A、事業で得られた成果(新製品、新技術等)を他へ販売すること及び手数料収入等を得ることを目的に製品化、商品化、事業化等したことをいいます。

Q2、ふくおかフィナンシャルグループとは取引が無いのですが、助成金申請は可能ですか？

A、可能です。FFG三行(福岡、親和、熊本)との取引の有無は、関係ありません。

Q3、助成金対象は、九州・山口の企業に限られているのですか？

A、九州・山口地域に本社または研究開発拠点がある中小企業(個人事業者を含む)を対象としています。

Q4、事業を開始したばかりですが、申込みは可能ですか？

A、申込みは可能です。

Q5、助成対象の業種は？

A、すべての業種が助成対象者です。

Q6、協同組合は対象になりますか？

A、企業を対象としていますので対象になりません。個人企業も対象となります。但し、複数企業がグループで研究開発を行う場合の「企業グループ」は対象になりません。

Q7、技術指向型中小企業とは、どのような企業をいうのですか？

A、優れた技術力を持ち、新技術、新製品等の開発を目指し絶えず工夫や改善に努めている中小企業です。

Q8、助成を見送られた企業の再度の応募は可能ですか？

A、一旦見送られた案件であっても、その後研究を進められ、翌年度以降に再度申込みをされることは全く差し支えありません。

Q9、研究開発と人材育成を同年度に申込みできますか？

A、テーマが別であれば構いません。同じテーマでも年度が別であれば構いません。

Q10、特許出願費用は助成金の対象となりますか？

A、あくまでも研究開発段階で係る費用のみが対象で、特許出願費用は対象外です。

○助成概要について

Q11、他の助成機関から助成金の交付を受けた企業は対象になりますか？

A、同じ研究開発について、他の助成機関(国、県、他の団体等)と併願して助成を受ける場合でも、合算金額が総費用内に収まっており、かつ当財団の交付額算定の対象内であれば構いません。また、他の助成金を受けていることが、当財団の審査に影響を及ぼすことはありません。

Q12、助成金交付後の定期的な報告はありますか？

A、研究開発や人材育成が完了するまで、中間報告書を6ヶ月毎提出していただき、完了時に完了報告書を提出していただきます。

Q13、助成金交付に対して開発費用などの支払い領収書などは必要ですか？

A、当財団の助成金は、採択された方に対して最初に助成金を交付させていただいており、後払い的な性格ではありませんので、その時点で領収書は不要です。但し、研究開発や人材育成の完了報告書提出時に、支払済み領収書のコピーを添付していただきます。

○その他

Q14、企業の研究開発の内容が他に漏れることはありませんか？

A、秘密保持については十分留意しております。

○研究開発について

Q15、人件費は対象になりますか？

A、研究開発を担当する方の経常的な人件費は対象になりません。研究開発を進める上で、特に必要とされる応援者(データ収集や資料作成等)に支払われる人件費や外注等で発生する人件費は対象となります。

Q16、対象となる研究開発の段階に制限がありますか？

A、基礎調査、設計、試験、試作等いずれの段階でも助成の対象になります。但し、研究の目的が企業化にあり、その具体的計画を持っていることが必要です。

Q17、助成を受けた研究開発が翌年に繰り越されても差し支えありませんか？

A、助成金の交付を受けた年度内に研究開発を完了しなければならないという制限はありません。翌年度以降に繰り越され完了しても差し支えありません。

○人材育成について

Q18、人材育成助成金は研究開発助成金とどのような違いがあるのですか？

A、企業が人材育成のため、大学や研究機関等へ研究員を出向させ新技術、新製品等の研究開発を行う場合が人材育成助成金の対象です。この場合は、企業化が2年を超える研究についても対象になります。

Q19、人材育成が社長の場合は対象になりますか？

A、法人企業の社長、個人企業の代表者は対象になりません。

その他ご質問・ご不明な点等がございましたら、お気軽に当財団事務局にお問い合わせ下さい。